

近世村落における文書整理・管理について

—— 信州高島領乙事村の事例から ——

Records and archives management in an early-modern Japanese village:
the case of Okkoto-mura in Shinshu

富善 一敏*

Kazutoshi Tomizen

本稿では日本近世の村落における文書整理・管理システムの実態について、信州高島領乙事村（現長野県諏訪郡富士見町乙事区）の共有文書とその中に現存する文書目録帳を素材に検討した。当村では村役人間での文書の引き継ぎがすでに18世紀初めから行われ、3冊の目録帳が作成されている。村役人・就任者層の拡大に伴い文書の保全が期しがたいこと、作成文書数の増大の2つの原因により、文化10年（1813）大規模な文書整理が実施された。具体的には文書の再分類が行われ、1点毎の検索が可能な詳細な文書目録帳2冊が作成され、非現用文書として「帳蔵」に収納された。この「帳蔵」は、理念的には「村の文書館」として位置付けられる。

以後名主が作成した文書は、その任期終了時に他の村役人立ち合いのもと改めが行われ、(1)帳蔵に収納される非現用文書(2)年々交替する名主の手元に置かれ、現用価値をもち利用される常用文書(3)年貢・村入用勘定の際必要とされる村方の基本帳簿であるが、作成した名主がそのまま保存する名主文書という、その機能と保存場所を異にする3つの文書群に分化し、(1)(2)が現在の区有文書の原型をなしている。

How did early-modern (Tokugawa era) Japanese villages used to manage their public records? As a case in point, the author studies Okkoto-mura, a village under the rule of the Lord of Takashima (now a part of Fujimi-cho in Nagano Prefecture), analyzing three inventories of records which were prepared in the early 19th century. He reveals that, in order to cope with the frequent changes of village masters and the increase of the volume of public records, the records management system of Okkoto-mura was radically reformed in 1813, when three categories of records were introduced, i.e. (1)non-current records which were to be preserved in *cho gura* (records repository), (2)active records which were necessary for everyday business of the village and to be handed over to a successor of the village master, and (3)tax and financial records which were to be retained by each village master who had created them and not to be handed over to a successor. Finding that only category (1)(and a part of the category (2)) records still survive, he concludes that *cho gura* functioned as a 'village archives' in the early-modern times.

*とみぜん かずとし：東京大学大学院人文科学研究科博士課程、東京都北区史編纂委員会主任調査員

Kazutoshi Tomizen: Graduate student, Graduate School of Tokyo University; Chief Researcher, Editorial Office of the History of Kita Ward, Tokyo.

はじめに

日本近世の地方（じかた）文書は、代々村役人を勤める特定の家に私的に残存するか、あるいは村役人交替の際引き継がれ、村の共有文書として公的に残存するかのいずれかの形態を取っている。後者の場合、文書は専用の箆笥（箱）に収納され、引継文書目録により受け渡しを行うのが一般的であったことが近年指摘されている¹⁾。しかしながら、村役人間での引き継ぎとその「共有文書」化とはどのように関連するか、またそれは当時の村落における文書群の全体構造の中でいかなる位置をもつのか、前者との関連はどうかなど、検討すべき多くの問題がある。本稿では近世期数次にわたり文書整理が行われ、文化10年（1813）には「帳蔵」が建てられた信州高島領乙事（おつこと）村（現長野県諏訪郡富士見町乙事区）を事例として、近世村落における文書整理・管理システムの実態について、整理の際に作成された文書目録帳を検討することで、上記の課題に接近してみたい。

考察の前提として、近世の乙事村について述べておく。乙事村は八ヶ岳南麓に位置する中世以来の古村であり、近世期には信州諏訪郡3万石を領する譜代大名高島氏の支配を受けた。村高は慶安元年（1648）には296石であり、畑が中心であったが、安永～寛政年間の新田開発・畑から田への地種転換により、文政2年（1819）には650石、うち田が432石と、水田中心となっている²⁾。また階層構成について、安永年間をピークとする一定の分化はみられるが、文化年間以降2～5石の中農層が中心となっており、比較的フラットな様相を呈している³⁾。これは一村としての共同性が強いことを示しており、当村での分析結果を一般化する際に留意すべき点であろう。人口・軒数

は文化12年（1815）には218軒・1021人であり⁴⁾、周辺村々の中では最も大規模であった。

次に、文書整理・管理のあり方と密接にかかわる当村の村役人制について述べよう。近世初期の「定名主」、つまり特定の家による村役人の独占から、慶安年間を境に「廻り名主」という役家筋間での回り持ちへの変化がみられる。その後役家筋は分家創出により徐々に拡大し、19世紀初頭には20～30名の村役人グループが形成され、年番名主2名・年寄4名の当役と、役人経験者の古役とが共同して村政運営に当たる体制が確立した。また五人組は14組存在し、各組から1名ずつ組頭が選出され、小前百姓の意向を代表して村政に関与している⁵⁾。

最後に、当村の共有文書である乙事区有文書の全体像についてふれておきたい。当文書は、区の公民館に隣接するコンクリート造りの郷蔵の2階に収蔵されており、昭和20年代と56年の2回整理されている。同60年『富士

表1 乙事区有文書の年次別変遷

年代（西暦）	冊	状	合計	1年当りの点数
慶長～元禄（1596～1703）	12	9	21	0.19
宝永・正徳（1704～15）	11	6	17	1.42
享保（1716～35）	61	30	91	4.55
元文・寛保（1736～43）	36	44	80	10.0
延享・寛延（1744～50）	89	32	121	17.29
宝暦（1751～63）	86	78	164	12.62
明和（1764～71）	74	64	138	17.25
安永（1772～80）	144	110	254	28.22
天明（1781～88）	110	117	227	28.38
寛政・享和（1789～1803）	302	283	585	39.0
文化（1804～17）	311	255	566	40.43
文政（1818～29）	285	318	603	50.25
天保（1830～43）	404	330	734	52.43
弘化・嘉永（1844～53）	268	68	336	33.6
安政～文久（1854～63）	226	30	256	25.6
元治・慶応（1864～67）	106	21	127	31.75
年未詳	73	272	345	—
合計	2,598	2,065	4,665	17.22

小数点3桁を四捨五入、各年代は改元に伴う若干のずれがあるがすべて無視した

見町史」編纂事業の一環として富士見研究会により本格的な整理が行われ、現在に至っている。冊・状ともに項目分類（前者は富士見研究会、後者は地元の方々による）がなされており、当文書の「原秩序」を解明する際のネックとなっている⁶⁾。その特徴として、宗門人別帳・年貢勘定帳・村入用帳といった毎年作成される村方文書の基本帳簿の欠如、18世紀後半以降の文書数の増大（表1参照）の2点をあらかじめ指摘しておきたい⁷⁾。

1. 享保～宝暦年間の文書管理

当区有文書中には、正徳4年(1714)2月「諸書覚帳」(A)、延享4年(1747)8月「名主廻諸事帳数改目録帳」(B)、宝暦13年(1763)8月1日「諸事名主廻り帳面目録帳」(C)、文化10年(1813)閏11月「当村古来⁵⁾御野帳并其外諸帳面類書類控一札銘々書留目録」(D)、同年同月「御野帳并目録諸帳面願書控一札之類惣目録調帳」(E)、文化11年2月「文庫目録帳」(E')、同年同月「常用目録帳」(F)、文政3年(1820)5月「御巡見ニ付諸帳面目録」(G)、天保2年(1831)1月「諸帳面目録帳」(H)の9点の近世期の文書目録帳が存在する。各文書の作成時にそれぞれ整理が行われたと考えられるが、以下行論の都合上A～C、D～Hの2つに区分し検討する。

・A

村政に関する書留帳の中に所収されており、前後の記載から享保末年頃作成されたと思われる。慶安元年の「本野帳 原山共ニ仁帳」他15筆(冊26帳)を「右之分請取渡し之時随分致吟味、相互ニ了簡可仕候、以上」と、名主交替時にその点検を行う旨記されており、この頃既に「名主廻り」の形態での文書管理が成立していたことが分かる。またこの文言に続けて正徳～享保年間の文書13筆(冊32帳・状6本)が追加されている。この中には、「一、新田開発ニ付横帳三帳 喜右衛門⁶⁾貞(享保19年一引用者注一)ノ春渡り」との如く、各年の名主が作成した文書が新たに「名主廻り」として引き継がれたという記載がみ

られ、「名主廻り」の文書群が徐々に拡大していったことが分かる。

・B

同年4月の本検地施行を契機とするものであり、宝暦13年まで使用された。87筆(279点+α)が一筆毎に記載され(「束」としてまとめられているものもある)、形態は「冊」(縦帳)・「帳」(横帳)・「本」(書)で区別されている。うち何筆かは後筆(朱書)で「⁶⁾老⁷⁾ニ致シ置」と一括され、また「前へ入」という文書の位置の移動がみられることから、この目録帳作成以後、類似の内容毎での再整理が行われたと考えられる。また八ヶ岳入会議定・諸連判帳など数筆は「封印」され、「役人六人立合不申候ハ、開申事⁸⁾」とその開封には当役人6名の立ち会いを必要とした。重要文書は他と異なる扱いを受けたのである。

・C

筆数は226(点数は数えられない)に達し、「抱」という形での再整理がなされた。たとえば、Bで「一束」としてまとめられた古野帳5冊・同写帳4冊・古名寄6冊(内1帳物成)・古目録1本・⁹⁾拵横帳4帳・出作帳2冊・入作帳1冊は、ここでは古野帳5帳・古目録1本、古野帳写4帳・古目録1本、古名寄帳4帳・同物成帳2帳、古出作帳2冊・入作帳1冊、古拵横帳の5抱に再分類されている。「束」のまとまりを尊重しつつ再編成したものとしよう。表紙には「惣而書物共選見候節ハ又右之通りニ致シ置¹⁰⁾」と記されており、村役人が職務上の必要から過去の文書を閲覧する際、この時点での整理が尊重されたことが分かる。また明和2年(1765)から「田畑売買困帳」(土地売買に関する当村の基本帳簿であり、宝暦12年以後毎年作成されている)が「名主廻り」としてこの目録帳に記載されており、「名主廻り」文書の質的拡大がみられる¹¹⁾。

以上の検討から、宝暦年間までの当村の文書整理・管理のあり方について、享保末年以降目録帳が作成され、名主の交替に際し引き継がれたこと、整理の単位は当初は一筆で

あったが、次第に「束」「抱」の形での再整理が行われ、まとまりごとに取り扱われるようになったこと、を指摘しておきたい。

2. 文化10年の帳蔵造立と文書整理

当時期の乙事村は、さきに述べたような村高の大幅な増加に示されるその経済力増大を背景に、堰惣代などの村内職制の確立、基本規定たる「毎年宗門内改之節申渡村談之覚」の成立など、村役人グループ主導による村落運営システムの整備が進み⁹⁾、文化6年には村の治りが良いとして領主から褒賞されている¹⁰⁾。こうした動きの中、当年に至り「帳蔵」が新たに建設され、これまでの「名主廻り」文書が整理され収蔵された。次に掲げる史料1-a・bは、その経緯を示すものである。

<史料1>

(a)¹¹⁾

一各以相談新郷蔵造立、帳箱納畢、^①因茲当役・世話役・古役致会席、往古^と当代之諸帳并ニ書付類一二ニ其類々を仕分其数を附、銘々此目録帳面江相載、箱江納候、^②古代之書類少候得共、中古以来数多故致混雜、容易難見分候、^③此末共名主讓之節ハ各立会相改、当時入用無之分者此二帳之内筆次と引当悉書留、其向々ニ入箱可致候、^④亦役所常用之分者此帳之筆順江相記、入交・取落無之様致度候、随分不可致疎略取扱候、半紙一行之書付ニても千金ニ難替品有之候、以上

文化十癸酉年閏十一月

(b)¹²⁾

記

爰致造立候新郷蔵則帳庫也、其意者古記・旧帳納置候、^①往古者名主・年寄共二年を経勤候得共、中代者年々致役替、猶至近年候而者僅半年之間ニも致讓役、役人ハ折々替、家も時々移候得者、其中土蔵無之家茂亦有之ニ付、^②今年当役・世話役・古役会谈事候上、組頭中を以村方及問談候処、一同得其意熟談候後、古役之中四人之世話方を立、普請始候、不日致成就、則諸帳面・

書付類共ニ納候、実ニ一村之幸尽万代不易之礎也、^③古事を弁候ニハ旧記無之候而ハ相分り不申候、^④往古書類少候得共、中古以来数多全混雜容易難見分、困茲口時当役・古役一二ニ其類々々分定、附而ハ表書目録帳ニ通仕立置、^⑤一帳者新庫ニ入、一帳者役宅ニおゐて用之申候、年々讓役之節新帳相調、右目録帳次ニ載可申候、此上共随分心付、諸帳面其外疎略不可致候、半紙一行之書付ニ而も千金難替候、能々可有思慮候、^⑥且又戸開候節ハ、当役人不残立合可申也、尚又每六月中風ヲ入、無等閑大切ニ可取扱、永世之宝蔵なるも也、

この史料から当年の文書整理について、次の4点にまとめておく。

(1) 帳蔵建設の理由

寛政8年(1796)の村定で本名主の半年交代が定められて以来の村役人の頻繁な交代と¹³⁾、その居宅自体がしばしば移転するため、文書を入れる土蔵を持たない家の存在があげられている(b①)。これは冒頭に述べた村役人グループの拡大・確立によるものであり、従来の「名主廻り」方式では文書の保全が期しがたいことを示している。なお帳蔵は村の中央部にある従来の郷蔵(村内から集められた年貢を一時的に保管していた)に隣接して建てられ、世話人の古役伊左衛門他3名の下、棟梁は村内の大工佐兵衛、石工は高遠領茨口村の常右衛門がそれぞれ担当し、閏11月11日に法隆寺で「家堅メ」(落成式)が行われ、村内各軒に酒が振舞われている。また帳蔵建設に要した費用は金7両1分と銭628文であった¹⁴⁾。

(2) 文書整理の方法

この時点での整理の必要性は、「中古」以来の文書数の増加(表1参照)によるその検索の困難さに由来する(a②・b④)。従来の目録帳ではもはや対応しえなくなっていたのである。具体的な整理方法は、往古から現在に至るまでの帳面・書付を「其類」ごとにまとめ分類し、その点数を調べ「札」を付け、各まとまりを目録帳に記し、帳蔵に納めるとい

うものである (a①・b④)。「名主廻り」文書の再整理という点では従来と同じであるが、目録帳の記載はより詳細となっている(後述)。なお実際の「帳改」は閏11月7日から11日まで4日間にわたり、当役・古役・世話役の村役人グループ全員により行われている¹⁵⁾。

(3) 文書の管理

整理された文書の目録帳は2セット作成され、帳蔵と名主元のそれぞれで利用された(b⑤)。以後その時々の名主が年々作成する文書は、その交代時に他の村役人の立合の下改めが行われたが、「当時入用無之分」と「役所常用之分」とでは扱いが異なる。前者はまず「新帳」が作成され¹⁶⁾、帳蔵文書目録帳の各項目に分類・記載の上、そこに収納された(a③・b⑤)。これに対し後者は、「此帳」(「常用目録帳」-F-)に記載され、以後も年々代わる名主の手元で用いられ続けるのである。これは、名主の任期終了時に現用文書と非現用文書とが区別されたことを示している。両者は収納場所も取り扱いも異なり、「入交・取落無之様致度」と明確に区別することが求められていた(a④)。また帳蔵の管理については、その開閉時に当役人6名が全て立ち会うこと、毎年6月には虫干しを行うことが定められていた(b⑥)。なお整理された文書は、以前から使用されていた大帳箱(長持)2・赤箱2と、今回の整理時に作られた新帳箱1の計5箱に収納されていた¹⁷⁾。

(4) 文書に対する理念

帳蔵は「永世之宝蔵」であり、その建設を「一村之幸尽」と述べ(b)、「半紙一行之書付」でも「千金ニ難替」いと表現(a b)から、この整理を行った村役人グループは、文書の取り扱いとその保存に強い価値意識を持っていたとみなしうる。これは、過去の事実を正しく理解し継承するには「旧記」が必要不可欠であるという、その先例重視の姿勢によるものであった(b③)。

以上の検討から、従来名主の手元に保管され、その交代の際引き継がれてきた「名主廻り」文書は、当年の整理により名主の職務に

かかわる現用文書と、帳蔵に収納された非現用文書に分けられた。村役人と不可分の関係にあった文書はその手を離れ、「帳蔵」という形で村全体の共有物に転化したのである。いわば、「村役人の文書」から「村中の文書」への変化と位置付けられよう(b②にみられるように、帳蔵建設にはあらかじめ組頭を通して小前百姓の合意が取り付けられている)。当村の文書管理史の中で、大きな画期をなすものであった。また全国的に見ても、近世段階から現用文書と非現用文書の区別が行われている事例は管見の限り当村以外には見当たらず、文書管理史研究に貴重な事例を提供しえたと考える。

3. 乙事村の文書群の存在形態

ここでは文化10年以後の当村における文書群の構造を解明するための準備作業として、その存在形態の違いに着目し、①帳蔵文書(非現用文書)②名主常用文書(現用文書)③個々の名主文書の3つに分けて検討したい。

(1) 帳蔵文書

検討の素材は文化10年の文書整理に際し作成されたD・Eである。あらかじめこれ以後作成されたその他の目録帳について述べておくと、E'はEを清書し藍色の表紙で表装したもの¹⁸⁾、Fは後述する名主常用文書の目録帳、Gは文政3年5月藩主代替わりに伴い行われた領内巡見に際し名主甚兵衛が作成した関係文書43点の内、御廻状写帳・諸入用割帳・買物調帳など、帳蔵に入った14点の目録帳(なお残りの文書29点は甚兵衛が以後も所持していた)、Hは天保2年1月晦日に当時の名主重蔵が帳蔵に納めた文政7~13年(1824~30)の文書27点(作成した名主はそれぞれ異なる)、およびそれ以後明治2年まで順次帳蔵に納められた文書28点を記したものである。つまりそのいずれも文化10年に整理された帳蔵文書の秩序を変えるものではないと考えられることから、D・Eを分析すれば、近世期の帳蔵文書の性格を明らかにしうると思われる。

まず記載された文書点数は、Dは788点+

表2 文化10年間11月「当村古来より御野帳并其外諸帳面類書類控一札銘々書留目録」(D)各小単位の内容

No.	年代	内 容 (備 考)	形 態 ・ 数 量
1	慶安元	検地帳、名寄帳(史料1)	縦 7
2	寛文13~享保20	検地帳、名寄帳、出作帳、抜高書上帳、諸書覚帳	縦 11 ・ 状 2
3	元文3・4	米大豆出作帳・同入作帳、物成帳	縦 3
4	寛保2~寛政11	出作分米大豆・同物成名寄帳	縦 10
5	宝暦6~安永6	他村へ出作分名寄帳・同物成帳	縦 14
6	延享4~天明7	名寄帳、物成帳、検地帳(3把にまとめてある)	縦 29
7	安永7~享和2	惣高帳	縦 8
8	延享4~寛政12	「高帳類」(抜高書上帳、新筒抜高帳、高書上帳)	縦 30
9	宝永7~安永10	他村との出作・入作関係	横 11
10	享保6~9	畑直・新切検地関係	横 8 ・ 縦 1
11	元文2~宝暦6	横帳雑(出作高帳、中馬、土地売買、飢人など)	横 10
12	正徳3・享保20	新田開発関係	横 4
13	享保20~宝暦8	抜高関係横帳(書上帳・名寄帳)	横 17
14	元文4	田畑売買帳	横 4
		(途中略)	
28	安永7~文化2	米大豆高物成御借用書出帳	横 10
29	宝永7~天明4	他村出作関係、飢人関係、商人運上取立帳	横 15
30	明和4~安永4	横帳雑(触書、年貢未進書上、役人交代歩米割帳、棒手振書上など)	横 5
31	宝暦10~享和3	火之用心并盗人奢防帳	横 9
		(途中略)	
36	宝永4~文化4	宗門人別帳	横 4
37	天明3	上蔦木宿との助郷争論関係(願書・定書・高人別家軒馬数書上一札)	状 20
38	(年未詳)	状もの31種	状 -
39	天明4~寛政11	下諏訪宿助郷関係、検地ニ付注文書	縦 5 ・ 横 1
40	享保13~享和元	諏訪神社御頭祭礼関係(「赤箱ニ入置者也」)	横 17 ・ 状 8
41	延享4~享和2	「赤箱ニ入置候御野帳永引目録覚」(検地帳、検地目録、永引帳、年賦引帳)	縦 11 ・ 横 8 ・ 状 7
42	延享4~寛政3	諸願書・請書(村役人給・同年季、助郷、稗之底など)	状 (11)
43	享保~元文	村役人関係諸願書(「老つがけ」)	状 17
44	享保20~明和7	字林尻堤土手、法隆寺修復関係	状 4
45	天明6~寛政9	風除林・林検地関係	状 10 ・ 絵 図 1
46	明和9~安永2	小六新田・瀬沢新田との水論関係	状 8
		(途中略)	
52	延享元・4	八ヶ岳山論入会議定(「封印いたし極々大切ニ可仕候」)	状 3
53	正保~安永	同 願書・議定・一札・書状	状 (2)
54	享保7・天明7	藩役所・松本奉行へ提出した書付	状 (5)
55	享保7~11	「八ヶ岳御見通御用」(幕府役人八ヶ岳見分関係)	横 14
56	享保~延享5	八ヶ岳入会関係入用帳・同判形帳	横 8
57	安永6・7	同上	横 12
58	享保18~寛政	村絵図、八ヶ岳入会・堰筋願書、同絵図(1包)	状 3 ・ 絵 図 17
59	享和3	小六新田ニ而立場川より新堰願出関係	状 2 ・ 冊 1 ・ 絵 図 1
		(途中略)	
80	文化9~12	役人入札印形帳(作成当時の名主を記載)	(横 3)
81	文化10~12	郡中廻村之節村中印形帳(同上)	(横 7)
82	文化10・11	御尋者ニ付村中印形帳(同上)	(横 2)
83	文化元	追鳥差出帳(同上)	(横 1)
84	文化13・15	瀬沢村より名寄帳・年賦請書、世話役被仰渡書写帳(「右新蔵へ入申候」)	(冊 3 ・ 状 2)
85	(文化15~)	帳面雑(御借用帳、惣高帳、困帳など、内2点「新蔵へ」)	(冊 9 ・ 状 2)
86	文化9~文政2	同(触書、年賦請書、無尽割帳)、書付類、印紙	(縦 5 ・ 横 2 ・ 状)
87	文政6	歩割二季願ニ付冥加御礼蕎麦取集関係	横 5
88	文政5	郡中廻村之節村中印形帳	横 4
	(文化6)	火之用心并盗人奢者防帳(「甲申(文政7)正月晦日ニ御蔵へ入ル」)	横 1
89	文政7	三光寺無尽党村引受分高家軒人別割帳(文政8年3月「此帳面村方へ御無心申郷蔵ニ入置申候」)	(横 1)

「形態・数量」欄の()は現目録と対照して記入した

α 、Eが618点+ α (点数記載のない状の存在による)である。状に関しては年代記載が一部不十分であり、また一括記載がなされているため、とりあえず冊のみに限定して現目録と1点毎に照合を行った結果、その9割が現存していることが確認できた。文化10年当時から現在に至るまで、当村の方々が文書保存についての強い価値意識を一貫して持ち続けていたことが窺えよう。

次に記載形式について述べよう。その一例として、Dの冒頭部分を掲げる。

<史料2>

慶安元戊子年 一慶安御野帳	壹帳	同断 一慶安野帳写	壹帳
同名寄帳	壹		
同断芝間名寄帳	壹帳	慶安元戊子年	
慶安元戊子年 一原山野帳	壹帳		
同 写帳	壹帳	慶安元戊子年	
同 名寄帳	壹帳		
〆七帳	壹把		

(前掲表2-1)

このように類似した内容の文書をまとめ、その作成年代・表題(状の場合は「上蔦木林御改二付一札」の如く内容表題である)・数量・形態、最後に合計点数を記し、「～把」としてくくったものである。史料1にみられる整理方法に即したものと見えよう。基本的には宝暦年間以前の整理方式を踏襲しているが、注目すべきはその徹底さである。各文書の題名はほぼ正確に写し取られ、年代も大部分記されている。これにより各文書の検索が可能となったのである。争論などの際先例となる文書を参照することなど、実際の利用は村役人に限られていたであろうが、理念的には「村の文書館」としての機能を果たしていたのではなかろうか¹⁹⁾(しかしながら、小前百姓が帳蔵文書を閲覧しえたかどうかについては規定がなく、また実際の閲覧例も発見できなかった。あくまで村役人グループレベルの「文書館」として機能していたと考えるのが妥当であり、文書利用の階層性という点で近世期

においてははまだ限界が存在したと思われる)。

第三に内容について述べたい。目録帳の記載は、史料2に掲げたように「把」というまとまりを単位とするものである。これを以下「小単位」と称するが、表2・3にD・Eの各「小単位」の内容をまとめた(Naは作成者が付与)。この表から、基本的には豎冊・横冊・状という形態による区別がなされていたこと、しかし水利・入会・特定の一件関係などについては形態の区別なく一括されていることが分かる。また、内容的には同表題のもの(表2-7・28・31、表3-14・15・21など)、あるいは関連する内容のものがまとめられているのが大部分であるが、2-29・3-34など一括した意図が不明なものも多い。各「小単位」への個々の文書の分類の基準、および小単位間の関係については今回は明らかにしえなかった。これについては個々の文書の内容そのものの分析が必要であり、今後の課題としたい²⁰⁾。

最後に、文化10年以後の非現用文書の帳蔵への移管について述べておきたい。史料1の規定では、各年の名主交代時に名主作成文書の現用と非現用との類別が行われ、非現用文書はD・Eまたは「新帳」に記載され帳蔵に収蔵されることになっていた。事実、表2-84~89、3-15・39・40・43には文化10年から文政13年までの文書が、またHにはそれ以降の文書が記載され、帳蔵に入ったことが確認できる。しかしながら、表1から分かるように、現在区有文書として残存する文政年間以降の文書はそれをはるかに越える分量であり、非現用文書の帳蔵への移管が円滑に機能していなかった可能性が存在する。単に目録帳への記載が不備であり、帳蔵への移管自体は毎年行われていたのか、Hの前半の記載から読み取れるように、現用価値がなくなった段階で、数年分の文書をまとめて帳蔵に移管したのか、それとも本来若者組・講など別の集団により所持されていた文書が、近代以降あらたに帳蔵に収納されたのか等々²¹⁾、さま

さまざまな想定が可能であるが、近代以降の共有 今後の課題とせざるをえない。
文書目録帳が未発見である現状では、これも

表3 文化10年閏11月「御野帳并目録諸帳願書控一札之類惣目録調帳」(E)各小単位の内容

No.	年 代	内 容 (備 考)	形 態 ・ 数 量
1	享 保 18	金沢宿と台ヶ原宿迄御買米附送り関係	横 9
2	宝 暦 8・11	道中奉行廻状写、幕府触書写	横 2
3	宝 暦 4	村入用内書高割関係	横 3
4	延享4～享和2	触書・印形帳・村定	横 15
5	元禄10～延享4	土地関係(新切田方書上帳、屋敷畑地詰帳など)	一 3
6	明和9～安永5	上諏訪宿・下諏訪宿助郷人馬書上帳	横 5
7	天 明 3～8	上薦本宿との助郷争論関係	横 39・状 3
8	明和3～享和3	追鳥差出帳	横 20
9	寛政13～享和3	水車白数書上帳	横 5
10	(寛 政 9)	林検地ニ付買物仕切	横 入 1
11	天 明 3・4	不作関係(ひえ・大豆拝借帳など)	横 5
12	明 和 4・5	畑方金納ニ付高畝歩物成書出帳・同名寄帳	横 5
13	寛 政 4	他村出作分御借用帳、年賦引・永引地写帳	横 4
14	宝暦5～文化10	田畑売買帳(作成当時の名主を記載)	(横 102)
15	文化11～文政13	同(同上)	(横 36)
16	寛政3～享和3	立場新堰関係(同上)	横 14
17	寛 政 4～12	検地関係(同上)	横 45
18	寛政4～文化13	地詰帳、名寄帳、御借用帳(同上)	横 7
19	明和2～安永4	村入用書上帳、同日安帳(同上)	横 12
20	寛 政 4～	御尋者ニ付村中印形帳	横 21
21	文 化 元～	郡中廻村之節村中印形帳(当初の数量は22)	横 48
22	文 化 2～9	触書・儉約令ニ付村中印形帳	(横 5)
23	文 化 6～9	新堤願并堀人足并堀調割帳	横 36
24	明和9～文化9	畑直・新切書上帳、御借用帳、他村名寄帳	横 9
25	安永2～寛政2	高野山と配札ニ付家数初尾覚帳、藩役人への御年始帳	横 4
26	享和2～文化元	中馬・作馬書上帳(作成当時の名主を記載)	横 2
27	寛政9～文化8	役人入札印形帳	横 15
28	享和3・文化5	水車白数書上帳	一 2
29	寛 政 8	新開畑直検地帳	縦 1
30	宝暦4・文化8	平三郎借財関係、盗み関係(作成当時の名主を記載)	横 4
31	寛政11・文化9	村定、同印形帳(同上)	横 17
32	寛政3～文化7	横帳雑(拝借金、江戸屋敷類焼見舞、印形帳、職人書上など)	横 8
33	寛政11・文化2	次郎兵衛狼退治ニ付書上、御乳持書上	横 2
34	元文2・寛政2	横帳雑(名主給ニ付連印帳、歩銭帳、川除高帳)	横 3
35	寛 政 2	上新納帳	横 小 1
36	享和3～文化3	高改書上帳、御借用高書上帳、川浚高書上帳(史料3参照)	縦 3
37	享和3～文化6	縦帳雑(川浚高書上、褒賞ニ付高書上、触書)	縦 3
38	(年 未 詳)	状もの36種(このうち3種「役宅」にあり、絵図、伝馬札	状 一
39	文 政 2	願書、絵図など(作成当時の名主記載、うち1種「郷蔵へ納」)	(状・冊・絵図)
40	文 政 9～11	名寄帳、御借用帳、裏印帳(同上)	(冊 8)
41	天明5・寛政7 寛 政 9	林改書上帳、林茅野書上帳、新林書上帳、萱野荒間改帳、 林検地関係(寛政4・9・15「林畑茅畑芝間惣御検地ニ付 帳面等目録」として綴込)	(冊 45)
42	宝永4～文化2	林関係(作成当時の名主を記載)	(冊 28)
43	文化13～文政3	帳面雑(検地関係、無尽、会所日記、裏印帳、高書上など)	(冊 14)

「形態・数量」欄の()は現目録と対照して記入した

表4 文化11年2月「常用目録帳」(F)の内容

No	年 代	内 容 (備 考)	点数
1	寛 政 9	林検地野帳	2
2	文 化 2	山手大豆名寄帳	4
3	文 化 2	他村山手大豆野帳	1
4	延 享 4	米方検地野帳(写)	1
5	延 享 4	大豆方検地野帳	1
6	延 享 4	米大豆物成帳・古検大豆名寄帳・古検米方名寄帳	3
7	安 永 6	新切切次畑直検地野帳・同畑検地野帳	2
8	安 永 6	米方名寄帳・大豆方名寄帳(D6に同一物あり)米大豆物成帳(文政元12「書写改新帳用古帳者郷蔵ニ納」)	3
9	寛 政 9	切次検地野帳・同物成名寄帳	2
10	寛 政 8	新開畑直検地野帳(E29に同一物あり)・同名寄帳・同物成帳	3
11	寛 政 11	畑直検地野帳(D41に同一物あり)・同名寄帳・同物成帳	3
12	文 化 元	出作米方名寄帳(写)・同大豆方名寄帳・同米大豆物成帳(文化8、写)	4
13	文 化 8	米大豆御借用帳(写、文政2「郷蔵ニ納」)他村米大豆御借用帳(文化5)	4
14	文 化 9	惣高帳(写)	2
15	享 和 2	惣高帳(写)	1
16	(年 未 詳)	御検地御目録之写(後筆「外ニ壱通」)	6
17	寛 政 4	裏印書留帳	—
18	享和2・文化12	役人抜替書留帳	2
19	享和元・文政2	会所諸用日記(後者はE43に同一物あり)	2
20	(年 未 詳)	高書上帳(E36より移管)	—
21	(年 未 詳)	御借用高書上帳控(同上)	—
22	(年 未 詳)	川後高書上帳(同上)	—
23	(年 未 詳)	水車臼数書上帳	1
24	(文 化 3)	御家中分限帳 横小帳	1
25	(文 化 3)	御家方御出之節御仕法ニ付定書帳	1
26	(年 未 詳)	追鳥差出帳控	1
27	(年 未 詳)	火の用心盜賊奢者防帳	1
28	(年 未 詳)	諸職人書上帳控	1
29	(年 未 詳)	宗門大検見之節借物帳	1
30	(年 未 詳)	頼岳寺・三光寺樽銭帳	2
31	(年 未 詳)	上新御上納帳	—
32	(年 未 詳)	御郡中御回之節印形帳	2
33	(年 未 詳)	御尋者ニ付印形帳	—
34	(文 化 10)	御代官様御手筋回之節書上帳(E38に「役宅ニ差置候」と記載)	1
35	(文 化 9)	村中議定印形帳(E31に同一物あり)	2
36	(文 化 9)	御囲并収納米小物御見分ニ付書上帳(D34に同一物あり)	—
37	(文 化 3)	歩代目録書上帳	—
38	文 化 7	役人世話役増給議定帳	1
39	(文化6~10)	宗門内改之節村中申渡帳	—
40	(文 化 9)	十二ヶ村無尽割帳(D84に同一物あり)	—
41	(文 化 7)	田畑津堂宮并人馬書上帳	1
42	(年 未 詳)	役人入札印印形帳	—
43	安 永 6	米大豆物成帳(文政2、12「新二写」)	1
44	(文 化 8)	米大豆高物成御借用書出帳(文政2、閏4「新二写」)	2
45	文 政 2	御検地惣御目録写(文政2、12、23「此本書者郷蔵ニ納置候」)	1
46	(文 政 13)	役人抜替書留帳	1
47	(年 未 詳)	組頭名面帳	—
48	(年 未 詳)	判取帳	—
49	(年 未 詳)	諸事通帳	—
50		状もの(中馬願書、御毛付当歳願書、村方難渋書上、御蔵絵図、小物書上、札打願書、御関所女通行手形、他所縁組願書、年賦永引新規物無之一札、江戸半季稼願書、村近村入交書上、旅人煩等之節送物請取渡仕法書、車屋願書、蚕飼致候者無之一札、名主年寄勤方一札、裏印上書、御借用増ニ付当引無之一札、小物御立米書上、世話役給分ニ付高家軒人別書上、壬申年御未進書上控、小物俵数書上、大豆附送駄賃書上、久離義絶願書、世話役給米書上、抜物類書上)	36
74			
	(以後後筆)		
75	天 保 2	従古来村方仕来書上帳	1
76	天 保 元, 11	改方役所村町申付書写帳(「此御本書ハ帳庫ニ納置申候、名主宅ニ写有之候」)	—
77	天保7、7、4	上蔦木宿江道中奉行様御改方ニ付起請文・同御請書	状2
80			豎2

「年代」欄の()は現目録と対照して推定した

(2) 名主常用文書

Fは文書整理から3ヵ月後に作成され、藍色の表紙で表装されている。冒頭に「定」(史料1-a)が記され、以下冊・状・後年の追加の3つに分けて文書の目録が記載されている。表4はその内容をまとめたものであるが、表2・3と比較すると、検地帳・名寄帳・物成帳など延享年間以降の土地・貢租関係の基本帳簿(No.1~17・43~45)、毎年領主に提出する帳面・願書・一札類の雛形(20~23・26・28・31~33・50~74)、村落運営上参照すべき会所書留帳・村定・諸帳簿(18・19・24・25・27・29・30・35~42・46~49)といった、名主がその職務を遂行する際に必要とするものであり、現用価値を持つものといえる。

これらの文書のうち、表2・3と重複するものが少なからず存在する(8・10・11・19~22・34~36・40)。その理由について、たとえば20~22は、Dに次のように記載されている(表3-36)。

<史料3>

御高御改ニ付書上帳 文化二乙丑年
御借用高書上帳 享和三癸亥年
川浚高書上帳 文化三丙寅年

右者当時相用候ニ付名主元ニ有之帳

つまりこれらの文書は整理時にいったん非現用文書として帳蔵に納められたが、現用価値をもつものとして名主元に再び移管され、この目録帳に記載されたのである。また、本書を帳蔵に収蔵し、写しを名主元に利用しているとの記載もみられる(8・45・76)。原本の紛失・破損を防ぐための保管庫として帳蔵が有効に機能しているといえよう。なお、これらの常用文書は帳箱3つに納められ、村内・近村とも火事の際には組頭14名が名主宅に詰めて帳箱の警固に当たる体制が取られており、文書保全の体制も帳蔵文書と同様に確立していた²²⁾。

このように帳蔵に収納された非現用文書と互換性を持ち、後年新たに作成された文書(43~46・75~80)を取り込みつつ、この目録帳は名主常用文書の管理台帳として、以後

近世を通して機能し続けたのである。

(3) 個々の名主文書

現在乙事村には区有文書の外に、近世期村役人を勤めた個々の家に近世文書が存在している。五味甫(はじめ)家は代々「三郎兵衛」を襲名し村役人を勤めた上層農民であるが(その持高は近世期には常に10石以上を維持し、村内では最上層にあった)、名主文書の一例として、天保13年(1842)2月~7月の名

表5-1 天保13年2月~7月 名主三郎兵衛作成文書(五味甫家所蔵、冊のみ)

月日	内容(備考)
1月25日	役中日記
1月晦日	出物元金帳、名主替ニ付諸事書送帳(先名主喜兵衛作成のものを引継)
2月1日	台所帳、御廻状写帳(2点)、当座帳、諸役儀其外歩銭元帳、役中日記
2月25日	水車御運上并入用取集帳
2月	宗門ニ付入用割帳、辛丑(天保12)分御成ケ序廻諸上帳(「不用」)、同御成勘定帳控、御年貢相對書遣取帳(先名主喜兵衛作成)
3月	辛丑分小手形請帳、同御成箇帳(5点)、諸割目安覚帳、仙八江戸勤ニ付入用割帳(2点)、御年貢廻シ米并金集帳、下諏訪御伝馬未進并入用米川除未進米代銭割帳(2点)、惣馬御改帳
4月10日	御年貢過方書出帳、同未進書出帳
4月	油在平均割未進方取集帳、同過払方帳、同未進過差引元帳、御年貢丑ノ冬上納分御利足被下割帳、川除未進米再割帳、御蔵大豆駄質割帳、当歳駒女馬書上帳
5月22日	嘉喜寿天帳
5月	同 瀬沢村一件之記
6月	(村入用割帳)、御儉約嚴重被仰付之箇条、売物ニ付諸職人直段下書上帳
7月	宛物御廻状留帳、大蔵糲子御積戻御買入ニ付直段摺違之分代金草高割帳、当座書出帳、同過方書出帳、同未進書出帳、先名主喜兵衛前歩銭書上帳、同当座書出帳、歩銭書出帳、同過方書出帳、同未進方書出帳、諸役儀其外足役出銭等拾出帳

表5-2 天保13年2月～7月 名主三郎兵衛
作成文書(乙事区有、冊のみ)

月日	内容(備考)
2月	林萱野名寄帳 乙事村
3月	御無尽儀御触書之写 村中名面
5月	瀬沢村ニ而山野田出ニ付争論掛合 之控、中丸沢橋掛替ニ付諸事控
6月10日	柳口於御役所御儉約被仰渡之箇条
6月	御家軒人別書上帳
7月20日	瀬沢一件并返りニ付諸事覚
7月	名主年寄入札印形帳、御郡中御廻 之節被仰付村中印形帳

主三郎兵衛の任期中に作成され当家に現存している文書(「天保十三年寅二月朔日 名主帳箱 五味三郎兵衛」と書かれた帳箱に納められていた)、および現存するその期間の区有文書を表5-1・2にまとめた(ただし冊のみ)。

両者を比較すると、前者は年貢勘定帳・村入用帳・役中日記・御廻状写帳など、現存する区有文書にはほとんどみられない、毎年作成される村方の基本帳簿からなっている。こうした文書がなぜ帳蔵に入らなかったかについては史料的に明らかにしえないが、これらの帳簿は年貢勘定・村入用の清算が完了した段階で不用となったこと、およびその文書量の膨大さ(単純計算しても冊だけで1年間に100点近くの文書が作成されている)²³⁾がその理由として考えられる。

一方後者は隣村の瀬沢村との争論関係文書・村役人入札帳・藩からの触書など、その時点にとどまらず後世の証拠として価値を持つものであり、前者とは内容的に異なっている。両者の区別がいつ生じたかは明確にしえないが、先に検討したAの記載から、「名主廻り」文書が成立した享保年間には既になされていたと考えられよう。

このように当村では文化10年以降、①個々の名主の手元で作成され保管される膨大な量の文書(名主文書)をベースとして、村役人の立ち会いの下、②現用価値を持つと判断され作成者の手を離れ、名主の交代と共に移動

する名主常用文書、③村全体にかかわる価値をもつことにより、帳蔵に移管され保存される非現用文書(帳蔵文書)の両者が分化した結果、上記の3つの文書群が、その機能と保存場所を異にして、複合的・重層的構造のもとに存在していたのである。

むすびにかえて

以上3項にわたり、乙事村における近世期の文書整理・管理のあり方の実態と、文書群の存在形態との関連について述べてきた。全体のまとめは省略するが、本稿の全体の位置付けとの関連で、今後の課題を2点ほど述べておきたい。

まず、当村における文書管理・保存システムが、近世期から「帳蔵」文書という形を取り、村全体の共有物という文書の性格を明確に示すことについてである。これは冒頭で指摘したように、階層分解の緩慢さに起因する一村としての共同性の強さに基本的に規定されたものと考えられるが、富士見町内の村々は現在全てその郷蔵に共有文書(区有文書)を保存しており、そこには当村の「個々の名主文書」に相当するものが数多く含まれている。こうした文書が過去のどの時期に郷蔵に移管されたのかについては明確にしえないが、個々の村役人により作成され、その限りでは私的な文書が村レベルで持つ公的性格が当地域では他と比較してより強いことの結果と考えられるのである。個々の家に私的に残存するという地方文書の一般的形態と比較した相違点とその原因を、村の性格・地域性・領主の対応(高島藩では文書行政が特に発達し、19世紀以降年貢勘定・村入用に関する精緻な文書体系が藩の指示により定められていた)²⁴⁾などを考慮してさらに明確にし、共有文書の性格を改めて位置付ける必要がある。

第二は近代への展開についてである²⁵⁾。現在分かる限りにおいて述べると、版籍奉還により成立した高島県を経て、筑摩県下の明治8年(1875)、乙事村は隣村の立沢村と合併し

て本郷村が成立した。同年6月付の「引譲帳簿」は旧乙事村から本郷村に移管された文書の目録帳であるが、その大半は戸籍帳・布告留・租税明細帳・地引帳など明治年間以後作成された文書であり、近世期ものは延享年間以降の検地帳・名寄帳などの土地関係文書と、八ヶ岳山論関係文書・絵図の計35点にすぎず、共有文書の大部分は旧乙事村に残されたと考えられる。長野県下の明治16年再び立沢村と分離し単独で一村をなすが、同22年には再び合併して本郷村となり、昭和30年(1955)富士見・落合・境の各村と合併し、現在の富士見町に至っている。その過程で共有文書がどのような変遷をたどったのか、帳蔵はどの時点まで存在していたのかなど種々の疑問点があるが、近現代の区有文書については未整理のため、すべて今後の課題とせざるをえない。文書管理史研究における近世・近現代の連続性の重要性を改めて痛感した次第であり²⁶⁾、量的に近世とは比較にならないほど膨大な近現代の地方文書の調査法の未確立ともかかわって、文書の一貫した整理をどのように行うかという方法論の検討、および整理の過程で文書の「原秩序」がいかなるプロセスを経て現状(=「現秩序」)に至ったかの復元作業が、今後必要であると考えられる²⁷⁾。

以上で考察を終えたいが、個々の文書の機能・性格の検討を捨象してしまったため、文書群の階層構造や文書体系の分析を欠いた単なる事例紹介に終始してしまった。御寛恕を乞う次第である。

[注]

- 1) 安藤正人、「近世・近代地方文書研究と整理論の課題」(大藤修・安藤正人、『史料保存と文書館学』、吉川弘文館(東京)、1986年、第7章)。また村役人引継文書について検討した論考として、平井良朋、「足達家旧蔵庄屋役引継書類と年貢免状について」、『ピブリア(天理図書館)』47号、1971年3月、がある。共有文書については、千葉県総務部文書課、『東金市台方前嶋家文書目録I』、1988年、の解題に台

方区有文書と旧名主宅に伝わる諸家文書の管理方法の違いについての指摘がなされており(伊藤陽啓氏執筆部分)、市町村誌では『千葉市史史料編7近世』、1989年、の193~7頁に平川村の共有文書の引継証文がまとめて収録され、近世期の共有文書が現代のそれへ変化するプロセスについての解説が吉田伸之氏により付されている。

- 2) 文政2年11月23日「御検地目録乙事村」、長野県諏訪郡富士見町乙事区有文書。出典は以下特に注記しない限り同区有文書である。
- 3) 当村の階層構成については<別表>を参照していただきたい。
- 4) 「文化12年村々高・免・家軒・人別・里数付帳」、『長野県史近世史料編第3巻諏訪地方』、130頁。
- 5) 乙事村の村役人制の詳細については別稿を予定している。
- 6) 参考までに現目録の項目分類を以下に示しておく。

(1) 冊

- A. 土地・貢租：①検地帳②土地・貢租一般③検地入用④困帳⑤惣高書上・抜高書上⑥その他
- B. 戸口
- C. 支配：①郡中御廻②巡見③御触④御尋者⑤その他
- D. 村：①村政一般②御乳持③村役人入札④財産処分⑤宛物御廻状⑥郷林・郷田・郷蔵⑦一件
- E. 山論・入会：①箱入②その他
- F. 水論・水利
- G. 宗教：①御頭②諏訪上社③御柱祭④氏神・祭礼・若者組⑤法隆寺⑥三光寺⑦諸寺社動化⑧雑⑨木箱別置分
- H. 諸産業：①無尽②水車・藍瓶③その他
- I. 助郷・交通：①助郷②その他

(2) 状(カッコ内は小項目を示す)

- 政治
 経済(草高、借用証、上納・運上、その他)
 土地(検地目録、その他)
 職業・表彰(内職、出稼、表彰)
 交通(伝馬、中馬、その他)
 産馬・入会(産馬、入会)
 稗底・水利(稗底、水利)
 社寺(神社、寺院)
 雑(縁組・宗門、水車、威筒、追鳥、御尋者、江戸新組、乳持、他村関係、その他)
 補遺(明暗寺・法隆寺、その他)
 なお状についてはこの分類で「乙事古文書集」と題された写しが全14巻作成されている

- る(「補遺」を除く)。
- 7) 表1によると1年当たりの文書点数は天保年間をピークとして以後減少しており、富士見町内の他の区有文書の年代別分布(幕末になるほど増加)とは異なっている。
- 8) なおこの目録帳によれば、寛政9年(1797)1月晦日に延享4年の検地内野帳2冊(米方・大豆方)が伊左衛門・平七郎・三郎兵衛・平内の4名により「仕直シ」されており、劣化した重要文書については村方独自の修復措置が取られたと考えられる。
- 9) 文化年間の当村の状況とこの村定の性格については、第88回史学会大会で報告した(「近世中後期の村落と村定—信州高島領乙事村を事例として—」、『史学雑誌』99編12号、1991年1月、102~3頁)。詳細は別稿を予定している。
- 10) 文化6年8月「御殿様御褒美頂戴仕候ニ付諸事書留帳」。
- 11) Fの前書。
- 12) 「乙事村万代記上」富士見町富士見五味哲夫家文書。なおこの史料は村役人グループの一員であった五味綱之助が弘化年間(1844~47)頃記した村政運営の手引書という性格を持つ。
- 13) 寛政8年11月「村定之事」。なお村役人の頻繁な交代の最も顕著な例として、文化6年7月11日に年寄役に就任した佐兵衛は16日後の同月27日に退役しており、用務繁多に比して貧弱な給分がその原因であった(文化7年3月24日「役人世話役増給談義定帳」)。
- 14) 文化10年8月1日「当座帳」、同年閏11月「郷文庫蔵入用帳」。また文化13年には帳蔵の壁塗りが行われ、文政2年7月には帳蔵の脇に板蔵を建て増し、「永々村用之諸品」を収納している(前掲「乙事村万代記上」)。なお帳蔵の大きさ・その構造など詳細については絵図などの関連史料を見出すことができず、また帳蔵そのものが現存していないため不明である。
- 15) 前掲「当座帳」。
- 16) 「新帳」の現物は残存していないが、後に述べるGは領主巡見関係の文書に限られるとはいえ、比較的それに近いものと考えられる。
- 17) 前掲「乙事村万代記上」。この史料は毎年土用の「帳蔵諸帳面虫干」について、「役人六人之内障有之節ハ古役人差添可申候、少人数ニ而取扱中間敷候、古役兩人立合可申候筈也」と記しており、後年に至り古役2名の立会が必要となったことが分かる。
- 18) 史料1-b④・⑤の記載から、Dについても同様に藍色の表紙で表装・清書されたD'が存在したと思われるが、区有文書中には発見できなかった。
- 19) 大藤修氏は本稿のもととなった史料管理学研修会長期研修課程修了レポートを紹介され、当村の「帳蔵」を「地域文書館の源流」「原型」と位置付けている(「地域文書館の源流と文書館の今日」、『芸備地方史研究』174・175合併号、1990年7月、「史料と記録史料学」、『記録と史料』1号、1990年10月)。
- 20) CとD・Eの具体的な内容比較を行うことにより、文化10年の文書整理の位置付けがより明らかになると思われるが、両者の文書の1点毎の照合が不可能なためなしえなかった。これも今後の課題である。
- 21) たとえば現在の目録でG⑨として分類されている「宗教木箱別置分」は天保12年(1841)から昭和に至る上社(当村は上村・下村の2つの地縁のまとまりが存在し、それぞれに上社・下社という別々の氏神が対応していた)の祭礼・普請関係の文書122点からなり、近世期には上村の氏神世話人が保管していたと思われる。
- 22) 前掲「乙事村万代記上」。
- 23) 三郎兵衛は嘉永4年(1851)8月から同5年2月にも名主役を勤めており、その期間中に五味甫家に現存している文書は宗門人別改帳など51点であるが(ただし冊のみ)、区有文書には嘉永4年11月付の囲帳(土地売買帳)5冊など9点が存在するにすぎない。
- 24) 年貢勘定(「徳帳仕法」)については諏訪教育会編、『諏訪の近世史』、1966年、519~25頁、村入用(「歩割仕法」)に関しては矢沢洋子、「近世村落と村財政—近世後期高島藩領農村を中心に—」、『史学雑誌』94編10号、1985年10月、をそれぞれ参照されたい。
- 25) 以下の記述は諏訪教育会編、『諏訪の近現代史』、1986年、および石神宗平、『乙事年代譜』(私家版)、1964年、五味甫家文書、を参照した。
- 26) 近現代の村落における文書管理・保管について検討したものとして、丹羽邦男、「公文書館の原点—村落での文書保管—」、『郷土神奈川』23号、1988年11月、がある。
- 27) 房総史料調査会は現地での史料調査に当たり、史料群の現状をマイクロカメラやビデオを利用して精密に記録する方法を取っており、文書群の現状からその「原秩序」を復元する前提として、今後こうした作業が必要不可欠と思われる。なおその詳細に関しては、吉田伸之、「現状記録の方法について」、房総史料調査会、『紙魚之友』9号、1990年3月、を参照されたい。また東京都北区の武田家文書の調査

報告にも、現状記録の分析により明治以降当文書群の整理・移動が5回行われたことが述べられている(東京学芸大学近世史研究会他、「北区西ヶ原在住武田允男家伝来文書群調査報告(上)」、「北区文化財研究紀要第5集」、近刊予定)。

【付記】

本稿は国文学研究資料館史料館主催第35回史料管理学研修会長期研修課程(1989年)の修了レポートとして提出した「文化10年信州諏訪郡乙事村における文書整理について」を改稿したものである。また本稿の概要を1990年12月の全史料協関東部会で報告させていただき、参加者の各位から貴重な御意見を得た。記して謝意を申し上げます。

〈別表〉乙事村階層構成表

所持石高	年 代	慶安元 (1648)	元禄10 (1697)	享保20 (1735)	安永 4 (1775)	文化 8 (1811)	安政 3 (1856)
10 (最上層)	10	9	0	3	6	6	3
5 (上層)	5	22	22	6	9	7	14
2 (中層)	2	4	59	61	34	102	121
0 (下層)	0	5	27	78	164	112	111
百姓数合計		40名	108	148	213	227	249
村持高		293.73石	367.16	352.82	426.59	614.23	601.55
百姓1人当たり持高		7.34石	3.4	2.38	2.0	2.7	2.63

乙事区有文書より作成
他村への出作高は含まない